年金記録確認山口地方第三者委員会(第1回) 議事要旨

- 1. 日 時 平成19年7月13日(金)15時00分から16時45分
- 2. 場 所 山口地方合同庁舎2号館 5階共用会議室
- 3. 出席者

(委員会) 村田委員長、清水委員長代理、大賀委員、田中委員、正木委員

(山口行政評価事務所) 松永所長

(事務室) 河元室長、柴崎主任調査員、高實主任調査員、藤井調査員、山口調査員

4. 議題

- (1) 山口行政評価事務所長あいさつ
- (2) 委員長互選
- (3) 委員長あいさつ
- (4) 委員長代理の指名
- (5) 委員会の運営について(運営規則等)
- (6) 委員会の所掌事務、権限等について
- (7) 年金記録確認の手続等について
- (8) その他(フリートーキング、次回日程等)

5. 会議経過

(1) 山口行政評価事務所の松永所長から、以下の趣旨のあいさつが行われた。

各委員におかれましては、ご多忙の中、年金記録確認山口地方第三者委員会の委員をお引き受け頂き、心よりお礼申し上げます。

既にご承知のことではありますが、本第三者委員会は、社会保険庁側に納付記録がなく、御本人も領収書等の立証資料等をお持ちでない方々を救済すべく、御本人の申立ての真意を十分に汲み取り、様々な関連資料を検討し、公正な判断をするために設置されたものであります。

個別案件の検討等に当たりましては、この10日に決定しました「あっせんに当たっての基本 方針」、その「判断基準」等に従って、まじめに年金保険料を払った方に対し、納付がきちんと 行われますようご審議頂きますようよろしくお願い申し上げます。

- (2) 委員の互選により村田委員が委員長に選出された。
- (3) 村田委員長があいさつを行った。
- (4) 委員長の指名により、清水委員が委員長代理に指名された。
- (5) 山口行政評価事務所の松永所長が事務室員を紹介した。
- (6) 年金記録確認山口地方第三者委員会運営規則が事務室から説明され、了承された。

この中で、本委員会は個人情報を多く取り扱うことから非公開とし、議事録も公開しないこととした。一方、議事要旨を作成し、公開するほか、委員会開催後、記者の求めのある場合は、委

員長がブリーフィングを行うこととした。

また、委員会での配付資料は、原則非公開とするが、差し支えないものは、委員長の判断により公開することとした。

(7) 委員会の所掌事務・権限、年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針等について事務室から説明した。

委員から次の質問があり、事務室が回答し了承された。

- ・ 山口地方第三者委員会の決定に不服がある場合の同委員会を相手取った訴訟の提起の可否
- ・ 山口地方第三者委員会で個別事案の審議をする際の個人情報の取扱方法
- (8) 山口社会保険事務局(事務局長)から、年金記録確認の手続等について説明があった(委員からの質疑はなかった)。
- (9) 委員のフリートーキングでは、委員から特に意見等は出なかった。
- (10) 次回の委員会の開催日時については、申立ての受付状況、調査分析の進捗状況等を踏まえて、 別途調整の上、決定することとなった。

文責: 事務室 後日修正の可能性あり